

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの「基本の保育料」が無償化されます。**
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 年度途中で3歳になっても年度中は、0～2歳の額です。ただし、認定こども園(幼稚園部分)については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化になります。
 - 通園送迎費、給食費(主食費・副食費)、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、副食費(おかず、おやつ等)のみ所得等により免除される場合があります。
 - 給食費については、これまでどおり実費負担となります。ただし、公立保育所の主食は、引き続きご持参いただき、副食費を実費負担していただく予定です。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や償還払いの手続きが必要な場合がありますのでご確認ください。これらの幼稚園を利用する場合、月額上限は、25,700円になります。
- **0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 所得割課税額77,100円未満の世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- **幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。**

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受け**る必要があります**。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、保護者のいずれもが就労等の理由で保育を必要とする場合(認可保育所の利用と同等)になります。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、事前に「**保育の必要性の認定**」を受け**る必要があります**。

(注)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注)「保育の必要性の認定」の要件については、保護者のいずれもが就労等の理由で保育を必要とする場合(認可保育所の利用と同等)になります。

- **3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を**対象とします。

(注)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たしていることが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象となる5年間の猶予期間があります。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

〈問い合わせ先〉 大洲市役所 TEL24-2111

【公立幼稚園関係】教育委員会 教育総務課 TEL24-1733

【就学前の障害児発達支援】市民福祉部 社会福祉課 TEL24-1758

【それ以外の方】市民福祉部 子育て支援課 TEL24-5718